

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

伝統技能と科学技術の融合による先進的ものづくりのための人材育成計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

京都市

3 地域再生計画の区域

京都市の全域

4 地域再生計画の目標

京都市は、1200年を超える悠久の歴史と文化に培われた「日本人のこころのふるさと」であり、世界でも有数の歴史都市である。

京都のまちは、平安京建都以来、「雅の文化」が発達し、社寺や町家など伝統的な建築物をはじめとする歴史的な町並みが形成されるとともに、近世以降、茶道、華道などの我が国固有の伝統文化が栄え、市民の日常における生活文化が脈々と息づく中で、伝統産業が生まれ、育まれてきた。

このように京都の文化に深く根ざして、数多くの伝統産業製品が、互いに刺激しあいながら、高度な技術や技法によって、生まれてきたものであり、京都市は、伝統産業を基幹産業として、「ものづくり都市・京都」であることにとどまらず、我が国における伝統産業の拠点として発展を続けてきた。

しかしながら、近年、京都の伝統産業は、生活様式の変化などによる需要の低迷、海外製品の流入による価格競争の激化など、かつてない厳しい状況にある。この危機に立ち向かい、京都の伝統産業の未来を切り拓くためには、伝統産業は時代のニーズにこたえる産業として活性化されなくてはならない。長い歴史の中で育まれた伝統産業を守り、発展させることは、日本の文化と精神性を生活の中によみがえらせるとともに、日本のアイデンティティとも言える日本の文化を世界に向けて発信することに他ならない。京都市では、これまで、伝統産業の振興に一貫して取り組んできたが、こうした観点からも、今後とも伝統産業の活性化に取り組むことが強く求められている。

また、京都市は、先端産業都市でもあり、先端技術が駆使される分野で高いシェアを持つ企業が多いが、それらの中には、伝統産業から生まれてきたものも少なくない。ものづくり都市・京都としての創生を図っていくうえでも、伝統産業の活性化は特別の意味を持つのである。

こうしたことから、京都市では、平成17年10月に「京都市伝統産業活性化推進条例」を制定した。本地域再生計画は、「京都市伝統産業活性化推進条例」に定める基本理

念と基本的施策を踏まえ、伝統産業の活性化のために策定するものであり、京都市、国立大学法人京都工芸繊維大学、財団法人京都高度技術研究所の有機的な連携によって取り組むものである。

本計画の事業に関わった人材が、伝統技能を活かして新たな事業を創出することによって、伝統産業が活性化し、地域再生に資することとなる。

なお、京都市においては、「京都市伝統産業活性化推進条例」に基づき、伝統産業の活性化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、目標や具体的施策を盛り込んだ「京都市伝統産業活性化推進計画」を平成18年秋に策定することとしている。

(目標1) 本地域再生計画の事業実施に関わる伝統産業の後継者数

平成22年度末までに40人

(目標2) 本地域再生計画の事業実施に関わった伝統産業の後継者のうち、「京都市ベンチャー企業目利き委員会」のAランク認定又は「企業価値創出支援制度」のオスカー認定への応募数、認定数

応募数：平成22年度末までに、全受講者の50%以上

認定数：平成22年度末までに、全受講者の10%以上

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

伝統技能に内在する暗黙知を形式知化した新技術を発掘、開発し、それを活用して新たなイノベーションを創出する人材を育成するためのプログラムを実施する。育成対象者は、伝統技能を元にしたイノベーションの企画、推進の中核足りうる若手人材、具体的には、伝統産業の後継者とする。

加えて、京都市の関係部局の職員も当該プログラムを受講することとし、産学官連携による今後の地域再生に資することとする。

プログラムの内容は次のとおりである。

(1) 伝統技能に内在している暗黙知を形式知化

1	短期集中インターシップ I (必須) 担当： 人材養成従事者全員	7月-10月	<p>教育内容</p> <p>伝統工芸品作製過程を科学的分析に基づき“しる”ことのできる人材の育成</p> <p>カリキュラム内容</p> <p>伝統工芸工房を訪問、伝統工芸品作製過程の見学、課題の抽出抽出した課題を科学的に分析 (人材養成従事者が中心となって実施し、主に解析結果を議論する)</p>
---	---	--------	--

(2) 形式知化した新技術を活用

2	短期集中インターンシップ II (選択) 担当： 人材養成従事者全員	7月-10月	<p>教育内容</p> <p>伝統工芸に内在する知恵を“つかう”ことのできる人材の育成</p> <p>カリキュラム内容</p> <p>伝統工芸品作製過程を科学的に分析 (人材育成対象者が中心となって実施) 科学技術的知見をもとに、伝統技能を新技術として活用</p>
3	課題対応コース (選択) 担当： 京都工芸繊維大学課題対応修士コース担当教員	4月-8月	<p>教育内容</p> <p>「繊維」「セラミック」「金属」「建築」に関する科学技術を習得し、新しいものづくりに応用する人材の育成</p> <p>カリキュラム内容</p> <p>課題対応修士コースの中の特別課題実験および実習、 を受講</p>
4	研究開発 (選択) 担当： 伝統みらい研究センター特任教授およびプロジェクト研究員	4月-9月	<p>教育内容</p> <p>伝統技術・技能に内在する知恵、暗黙知を突き止めて、形式知化し、新しいものづくりに応用する人材の育成</p> <p>カリキュラム内容</p> <p>伝統技能者の動作解析による伝統技能、技術の解明 匠の技「こつ」の定量化と、それらを生み出す身体能力の解明 伝統技能者の感覚情報処理機構の解明 伝統に内在する知恵を活かした先端材料の開発</p>

(3) 新たなイノベーションを創出

5	実用化技術指導 (選択) 担当： 京都市産業技術研究所工業技術センター	8月-9月	<p>教育内容</p> <p>形式知を新技術に転換するための実用化技術を有する人材を育成</p> <p>カリキュラム内容</p> <p>京都市産業技術研究所工業技術センターによる技術相談、現地指導、試験・分析などの技術支援</p>
6	マネジメントコース (必須)	10月-12月	<p>教育内容</p> <p>創業可能なシーズをもとに新産業を創出するためのマネージメ</p>

	担当： 京都高度技術 研究所	ント教育 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">カリキュラム内容</div> 演習：会計・ファイナンス（eラーニング） 演習：戦略論（eラーニング） 演習：知財（eラーニング） 特論：科学技術の商業化（90分×3コマ/週）
--	----------------------	--

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業
 該当なし

5 - 3 地域再生の認定に基づく支援措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の名称及び番号

名称：科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（文部科学省）
 番号：B0801

(2) 活動の概要

本計画において、伝統工芸品作製過程を科学的分析に基づき“しる”こと、さらに伝統技能に内在する知恵を“つかう”ことを念頭にして体験学習させる。ここでいう“しる”とは、伝統技能者の動作解析による伝統技能の解明、匠の技（力の入れ方など）の定量化とそれらを生み出す身体能力の解明、伝統工芸品の材料科学的分析（微細構造など）等科学的分析に基づく解析結果を知ることを行う。また、“つかう”とは、科学技術的知見を元に、伝統技能を新技術として活用することを意味する。

中間目標は、短期集中インターンシッププログラムを受講し、伝統工芸品作製過程を科学的分析に基づき“しる”こととする。

最終目標は、習得した科学技術的知見を基に新規事業を展開し、イノベーション創出を行いうる能力を有する人材・企業を育成することとする。

中間目標を達成するために、京都の伝統文化および伝統工芸を体験・議論する教育プログラム「短期集中インターンシップⅠ」を受講させる。短期集中インターンシップⅠでは、体験学習を通じて伝統工芸品作製過程を科学的分析に基づき“しる”。人材育成対象者は全員が短期集中インターンシップⅠに参加することが必須である。

2年目は、対象者が目的に応じて下記のコースから選択することが可能である。

短期集中インターンシップⅡ

課題対応コース

研究開発

それぞれのコースにおいて、体験学習、講義、研究開発を通じて、科学技術的知見を元に伝統技能を新技術として活用するための技術を学ぶ。伝統産業企業の後継者と

して受講した受講者は，入学試験を受けて京都工芸繊維大学の博士前期課程への入学も可能である。

最終的に，伝統技能に内在している暗黙知を形式知化した新技術を活用した新たなイノベーションを創出しうる人材を育成するため，京都市産業技術研究所による「実用化技術指導」および財団法人京都高度技術研究所による「マネジメントコース」を受講する。

すなわち，京都工芸繊維大学において伝統技能を科学的に分析し，伝統技能に内在している暗黙知を形式知化するための技術を有する人材を育成するとともに，京都市産業技術研究所において形式知を新技術に転換するための実用化技術を有する人材を，京都高度技術研究所において創業可能なシーズをもとに新産業を創出する人材を，育成する。

6 計画期間

平成18年7月から平成22年度末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

京都市と国立大学法人京都工芸繊維大学，財団法人京都高度技術研究所，京都市産業技術研究所の四者で構成する運営委員会を設置し，当委員会において，本地域再生計画終了後，達成状況の評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし